



定額残業代制度 Q&A

実際の残業時間数にかかわらず一定の残業代を支給する「定額残業代制度」は、導入手続きや運用方法を誤ると、労働者から未払い残業代の支払い請求を受けるリスクが高い制度です。

そこで今号では、定額残業代制度についてよくお問い合わせいただく事項をQ&Aでまとめました。

Q 1	残業代を毎月定額で支払うことに法的問題はないのですか？
A 1	<p>残業代の計算方法は、労働基準法で細かく定められています。</p> <p>実務上は、一給与計算期間の残業時間数を集計し、【時間給単価×割増率×残業時間数】で算出するのが原則です。</p> <p>しかし、毎月一定額の残業代を支払うことも、定額で支払う残業代の額が、労働基準法で定められた計算方法（以下、「法所定の計算方法」といいます。）による残業代の額を上回っていれば法的問題はないとされています。</p>
Q 2	定額残業代制度を導入すると、人件費が削減できるのですか？
A 2	<p>新たに定額残業代制度を導入した場合、残業代の額が従前より増加することが考えられます。（その理由はA 3をご参照ください。）</p> <p>定額残業代制度の目的の一つは、残業代を一定額保障することにより、労働者に「早く退社する方が得」と考えてもらうことにより、ダラダラ残業をなくすことにあります。</p> <p>人件費の削減を狙って定額残業代制度を導入するのであれば、別途労働時間のマネジメント等を行うことが必須です。</p>
Q 3	当社は月によって残業時間数にかなりばらつきがあります。このような場合も、定額残業代さえ支払っていれば問題ありませんか？
A 3	<p>実際に計算した残業代の額が定額残業代の額を超えたときは、その差額を支払う必要があります。</p> <p>例えば、毎月30時間分に相当する定額残業代を支払っている場合、実際の残業時間数が35時間あった月については、5時間分の残業代を追加で支払う必要があります。</p> <p>【注1】上記の場合、以下のような取扱いをすることはできません。</p> <ul style="list-style-type: none">• 超過した5時間分の残業代を賞与で支払うこと NG• 実際の残業時間が30時間未満であった月と、残業時間数を相殺すること NG• 労働者が合意しているからという理由で、超過した5時間分の残業代を支払わないこと NG <p>【注2】残業時間が30時間未満の月であっても、定額残業代は満額を支払う必要があります。</p>

Q 4	当社の雇用契約書には、「基本給には残業代が含まれている」と記載してあります。この記載方法で問題ありませんか？
A 4	この記載方法では問題があります。単に「基本給には残業代が含まれている」と記載するだけでは、残業代がいくら支払われているのかが不明で、残業代の支払いをめぐる労使トラブルになるおそれがあります。 雇用契約書においては、「基本給：〇〇〇円、定額残業手当：〇〇円」というように、 基本給部分と残業代部分を分けて記載してください。

Q 5	定額残業代を支払うことにより、残業時間数の集計や出退勤時刻の記録が不要になりますか？
A 5	A 3でご説明したとおり、実際に計算した残業代の額が定額残業代の額を超えたときは、その差額を支払う必要があります。従って、定額残業代を支払っている場合であっても、 残業時間数の集計や出退勤時刻の記録が不要になることはありません。 なお、残業代の支払いとは関係なく「労働時間の状況の把握」は事業主の義務であるため、定額残業代の額が法所定の計算方法による残業代の額を超えることがないとしても、 出退勤時刻の記録は必要です。

Q 6	新たに定額残業代制度を導入するには、どのような手続きを踏めば良いのですか？
A 6	新たに定額残業代制度を導入する際は、就業規則等の変更が必要です。 なお、定額残業代制度を導入するとともに基本給や他の手当を減額することにより、不利益変更に該当する場合は、労働者の個別の同意が必要です。

Q 7	定額残業代の名称を「営業手当」としても問題ありませんか？
A 7	定額残業代であることが分かるような手当名称（「固定残業手当」等）にすることをお勧めします。「営業手当」の名称で支給する場合は以下の点に十分ご注意ください。 【注1】就業規則や雇用契約書等に、当該手当が 割増賃金として支払われる旨を明確に記載することが必要 です。 【注2】当該手当が、 実質的にも残業の対価として支払われていることが必要 です。 例えば、就業規則や雇用契約書に「営業手当は定額残業代として支給する」と記載されていても、実態として、当該手当に別の支払い意図（営業経費の補充、インセンティブ等）がある場合は、残業代として認められない可能性が高いと言えます。

あおぞらスタッフだより

春の日差しも心地よく、行楽シーズンの到来です♪

★代々木観光情報『代々木ポニー公園（ポニ公）』★

『ポニ公』は、小田急線・参宮橋駅近くにある、ポニーとふれあえる公園です。

子どもは（1～3歳の子は親子で）ポニーに乗ることができます。

来場者が自分でポニーにブラッシングできる“ふれあいタイム”や、持参したニンジン
ポニーに食べさせることのできる“ニンジンタイム”もあります。

明治神宮の緑と新宿副都心のビルを眺めながら、ステキな時間が過ごせそうですね！

